

70 歳未満の方の場合

所得区分	所得要件	自己負担限度額（月額）	
		3 回目まで	4 回目以降
上位所得者（ア）	旧ただし書き所得 901 万円超	252, 600 円+ （総医療費-842, 000 円）× 1%	140, 100 円
上位所得者（イ）	旧ただし書き所得 600 万円超 901 万円以下	167, 400 円+ （総医療費-558, 000 円）× 1%	93, 000 円
一般（ウ）	旧ただし書き所得 210 万円超 600 万円以下	80, 100 円+ （総医療費-267, 000 円）× 1%	44, 400 円
一般（エ）	旧ただし書き所得 210 万円以下	57, 600 円	44, 400 円